

## 振動規制法による地域の指定及び規制基準

区域の区分				
種別	該当地域	時間の区分		音量
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	昼間	午前8時から午後7時まで	60 デシベル
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域（第2種区域を除く。）	夜間	午後7時から午前8時まで	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先及び水面	昼間	午前8時から午後8時まで	65 デシベル
		夜間	午後8時から午前8時まで	60 デシベル
<p>ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p>				